

「土壌環境施策に関するあり方懇談会」報告の概要



環境省は2007年度、学識経験者や経済界の代表などで構成する「土壌環境施策のあり方懇談会」を設置し、現状の課題等の洗い直し作業を進めていましたが、平成20年3月31日に取りまとめの内容が発表されました。

その概要は以下の通りです。

○課題

1. 土地売買や再開発等の際に土壌汚染の調査・対策が広く行われるようになり、土壌汚染対策法の対象範囲外で、土壌汚染が判明することが多い。
2. 盛土又は封じ込めで十分な場合でも、掘削除去が選択されることが多く、
 - ・ブラウンフィールド問題が今後深刻化するおそれがある。
 - ・現場から搬出される汚染土壌が不適正に処理される懸念がある。

○今後の施策のあり方

1. リスクに応じた合理的な対策の促進
 - ・サイトごとの汚染状況や土地利用用途に応じた合理的かつ適切な対策の促進
 - ・各方面における経済的な方策
2. 安全・安心な土壌環境の確保
 - ・法律の対象範囲の見直しを含めた検討
 - ・土壌汚染に関する情報を保存・提供する仕組みの充実
 - ・搬出される汚染土壌の適正処理の確保
 - ・調査・対策の信頼性の確保
 - ・土壌汚染の未然防止、操業中からの対応の促進

当社は、指定調査機関及び計量証明事業所として土壌汚染対策法に基づく土壌調査から対象範囲外の土壌調査まで、幅広く土壌の調査・分析を実施しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸